

令和 6 年度高浜市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条の規定に基づき、令和 6 年度高浜市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

区 分			発生量及び処理量の見込み（年間）
ごみ	家庭系ごみ	燃やせるごみ	7,758 t
		不燃ごみ	1,369 t
		びん類	150 t
		缶類	42 t
		紙・古繊維類	242 t
		ペットボトル	89 t
		プラスチック製容器包装	172 t
		小型家電	50 t
		蛍光灯・乾電池類	12 t
		埋立ごみ	0 t
		計	9,884 t
	事業系ごみ		4,411 t
	合 計		14,295 t
し尿	し尿		424 k l
	浄化槽汚泥		12,703 k l
	合 計		13,127 k l

2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

ごみの排出抑制の方法

日常生活から発生するごみの発生抑制や再資源化などを推進するため、次の施策を実施する。

① ごみの発生抑制の推進

家庭系ごみ排出量の減量にむけて、3 きり運動や 3 0 1 0（さんまるいちまる）運動を推進する。また、食品ロスの削減にむけて、フードドライブの実施や情報提供を随時実施する。

② 市民による生ごみ堆肥化の助成

市内の各家庭から排出される生ごみを各家庭において自ら処理することを推進するため、生ごみ処理機、生ごみの堆肥化容器（コンポスト）の購入費補助を実施する。令和 6 年度より補助対象を拡大し、さらなる普及を図る。

補助金の 内容	生ごみ処理機	2 分の 1 の補助（限度額 3 0,0 0 0 円）	1 世帯に 1 基まで（買い替え 5 年）
	コンポスト容器	2 分の 1 の補助（限度額 3,0 0 0 円）	1 世帯に 2 基まで（買い替え 3 年）

③ 市民による集団回収事業の助成

新聞、雑誌、段ボール、紙パック、空き缶等の資源の回収を促進するため、自主的に資源回収活動を行う団体に報奨金を交付する。

また、以下の資源の種類に応じ算出した額に、実施1回につき5,000円（上限10,000円）を加算した額を交付する。

区 分	金 額
古紙類・布類	1 kgにつき 6 円
びん類	1 本につき 6 円
金属類	1 kgにつき 6 円

④ ごみの資源化の促進

燃やせるごみの中に含まれている資源化可能な紙類の資源化を促進するため、わかりやすい分別方法を示す。

⑤ 町内会によるごみ分別支援の助成

資源物分別収集拠点において分別の徹底を図るため、立ち番制度等で市が行う分別収集事業を支援する町内会に報償金を交付する。

⑥ ごみの排出、分別等の説明会

町内会、学校、団体等からの要望に応じて説明、指導を行う。

⑦ ごみの出し方・分け方の冊子を配布

ごみの減量化とリサイクルに対する市民の理解と意識の一層の向上及びごみの分別排出の徹底を図るため、品目の絵柄を多くし、収集できない物や回収後のリサイクル等を盛り込んだ冊子「ごみ分別便利帳改訂版」を配布する。

⑧ 清掃活動の実施

高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例により、環境美化について市民等の関心と理解を深めるため、市民行動の日一斉清掃を実施する。また、11月及び12月の2ヶ月間を「さわやか 秋の市民清掃」重点月間とし、個人、団体、事業者等活動しやすい日に清掃活動を実施し、ポイ捨てをしない風土づくりを推進する。

3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

一般廃棄物の種類	分別の区分
ごみ	燃やせるごみ
	不燃ごみ（使用済小型家電含む）
	粗大ごみ
	埋立ごみ（土砂、陶器くず、ガラスくず、コンクリートくず）
資源物	缶類（アルミ缶、スチール缶、その他の缶）
	スプレー缶
	コード類・テープ類・使い捨てライター、蛍光灯・電池類（充電式を含む）、温度計・体温計
	紙類（新聞・折込チラシ、雑誌・その他の紙、段ボール・その他の紙箱、紙パック）
	古繊維類（衣類・ぼろきれ等）
	ペットボトル
	プラスチック製容器包装（トレイ・発泡スチロールを含む）
し尿	し尿、浄化槽汚泥

4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

（１）ごみの処理計画

①家庭系ごみ

一般家庭から排出されるごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条に規定する基準に適合する委託業者により収集する。なお、収集後の処理は次のとおりとする。

ア 燃やせるごみ

衣浦衛生組合クリーンセンター衣浦（以下「クリーンセンター衣浦」という。）へ搬入し、焼却した後、焼却残渣を埋立処分する。

イ 不燃ごみ

クリーンセンター衣浦へ搬入し、破碎および機械選別をした後、可燃物は焼却処理、アルミ・鉄類は回収業者へ売却し、破碎残渣を埋立処分する。また、使用済小型家電については、クリーンセンター衣浦において選別保管し、引取業者へ売却する。

ウ 粗大ごみ

排出者が自らクリーンセンター衣浦へ搬入し、破碎処理する。または、市委託業者に申し込みをして、市委託業者が手数料を徴収して戸別回収を行いクリーンセンター衣浦へ搬入し、破碎処理する。

高浜エコハウスの粗大ごみ拠点は、一部の粗大ごみについて、市委託業者が、クリーンセンター衣浦へ搬入し、破碎処理する。

エ 資源物

ａ びん類

生きびんは、中間処理業者へ搬入し、引き渡しする。無色びん、茶色びん、緑色びん、黒色びん、その他の色のびんは、中間処理業者へ搬入し、有価物を取り出した後、

再生処理業者へ引き渡しする。

b 缶類

アルミ缶は、再生処理業者へ搬入し、引き渡しする。スチール缶、スプレー缶及びその他の缶は、中間処理業者へ搬入し、引き渡しする。

c 乾電池は、クリーンセンター衣浦へ搬入し、一定量になるまで保管した後、広域回収・処理センターへ搬送し処理・処分（リサイクル）する。

d 蛍光灯は、クリーンセンター衣浦へ搬入し、廃蛍光管破砕機で破砕し、ドラム缶詰めした後、広域回収・処理センターへ搬送し処理・処分（リサイクル）する。

e 紙類

紙類のすべては、資源回収業者へ搬入し、引き渡しする。

f 古繊維類

資源回収業者へ搬入し、引き渡しする。

g ペットボトル

ペットボトルは、市委託の中間処理業者に搬入し、フレーク化後、再生処理業者へ引き渡しする。

h プラスチック製容器包装は、市委託の中間処理業者へ搬入し、選別、ベール化後、指定法人ルートにおいて処理（リサイクル）する。

発泡スチロールは、委託業者の施設内において、減容処理を行い、引取業者へ引き渡しする。

オ 埋立ごみ

土砂、コンクリート等の埋立ごみは、排出者が自ら分別し高浜市不燃物搬入場の保管コンテナへ入れ、再生処分業者へ搬出するものとする。

カ 一時的多量ごみ

一時的に排出される多量のごみは、燃やせるごみ、不燃ごみ、資源物に分け、排出者が自らクリーンセンター衣浦へ搬入する。

② 事業系ごみ

事業活動に伴って生じたごみは、次のとおり事業者の責任において、適正に処分するものとする。

ア 事業者が自ら処理する。

イ 事業者が自らクリーンセンター衣浦へ搬入する。

ウ 市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者に委託し、クリーンセンター衣浦へ搬入する。

エ 医療系廃棄物については、各医療機関の責任において専門処理業者に委託等し、処分するものとする。

③ 収集運搬計画

ア 収集は、次の表のとおり行う。

区分	収集回数	収集方式	出し方
燃やせるごみ	週 2 回	ステーション方式	高浜市指定袋
不 燃 ご み	月 2 回	拠点回収方式	コンテナ
粗 大 ご み	週 1 回	拠点収集方式	高浜エコハウスへ持込
資 源 物	月 4 回	拠点回収方式	コンテナ・かご・バケツ

資源物・不燃ごみについては、収集日に排出できない市民のために分別収集特別拠点（稗田町二丁目 5 番地）で月 2 回（第 2・第 4 日曜日）収集する。

イ 燃やせるごみ、資源物、不燃ごみ、粗大ごみの収集区域の収集日は、次のとおりとする。

区 域 \ 区分	燃やせるごみ	資源物 びん類、缶類、スプレー缶、不燃ごみ（使用済小型家電含む）、コード類・テープ類、使い捨てライター、蛍光灯・乾電池、発泡スチロール類、プラスチック製容器包装	資源物 紙類、古繊維類、発泡スチロール、ペットボトル、プラスチック製容器包装	粗大ごみ 家具類、寝具類、敷物類、諸車類
小池町、八幡町、新田町	月・木曜日	第 1・第 3 水曜日 新田町は第 1 水曜日	第 2・第 4 水曜日 新田町は第 4 水曜日	日曜日
呉竹町、屋敷町、芳川町		第 1・第 3 金曜日	第 2・第 4 金曜日	
沢渡町、神明町、豊田町、湯山町		第 1・第 3 火曜日	第 2・第 4 火曜日	
青木町、碧海町、春日町	火・金曜日	第 1・第 3 月曜日	第 2・第 4 月曜日	
田戸町、稗田町、二池町		第 1・第 3 木曜日	第 2・第 4 木曜日	
清水町、本郷町、向山町、論地町		第 1・第 3 水曜日 清水町は第 3 水曜日	第 2・第 4 水曜日 清水町は第 2 水曜日	

ウ 特別拠点の収集区分及び収集日は、次のとおりとする。

区分 区域	資源物
市全域	第2日曜日・第4日曜日

エ 埋立ごみの受け入れ

名 称	高浜市不燃物搬入場
所 在 地	高浜市稗田町二丁目 5-1、5-2、5-3
搬 入 対 象 物	土砂、陶器、コンクリート、ガラスくず

④ 中間処理計画

ア 燃やせるごみの処理

施 設 の 名 称	衣浦衛生組合クリーンセンター衣浦
所 在 地	碧南市広見町1丁目1-1
処 理 形 式	回転ストーカ式全連続焼却炉
処 理 能 力	焼却炉 190 t / 日 (95 t / 日 × 2 炉) 灰融解炉 30 t / 日 (15 t / 日 × 2 炉) 灰融解炉は、H17. 6月から休止しています。

イ 不燃ごみ及び粗大ごみの処理

施 設 の 名 称	衣浦衛生組合クリーンセンター衣浦
所 在 地	碧南市広見町1丁目1-1
処 理 形 式	剪断式破砕機、回転式破砕機
処 理 能 力	40 t / 日 (5h)

(2) 生活排水の処理計画

① 生活排水処理計画

衣浦東部流域下水道事業認可区域及び高浜市公共下水道事業認可区域を除く区域の合併処理浄化槽の普及・啓発を図り、生活排水による水質汚濁防止に努める。

ア 令和5年度公共下水道供用開始区域

種 別	令和4年度末までの累計
区 域 面 積	596.5ha
対 象 世 帯	14,464 世帯
対 象 人 口	33,962 人
普 及 率	69.0%

※普及率＝供用開始区域内人口÷行政区域内人口（49,222 人）※R5 年 4 月時点

イ 合併処理浄化槽設置補助計画

5人槽 1基

② し尿・浄化槽汚泥の処理計画

ア し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬

- a 収集区域 高浜市全域
- b 収集方法 次の表のとおり行う。
- c 収集回数 次の表のとおり行う。

区 分	収 集 回 数	収 集 方 法
し尿	定額制 月1回 従量制 随時	市長の許可を受けた一般 廃棄物処理業者
浄化槽汚泥	年1回以上	市長の許可を受けた浄化 槽清掃業者

イ 中間処理計画

し尿・浄化槽汚泥ともに次の施設に搬入し、処理を行う。

施 設 の 名 称	衣浦衛生組合衛生センター
所 在 地	碧南市円山町1丁目14番地
処 理 形 式	直接脱水＋希釈下水放流
処 理 能 力	110kl/日（生し尿 15kl/日・浄化槽汚泥 95kl/日）

5 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

（1）ごみ

① ごみ収集計画の周知

「リサイクルカレンダー令和6年度版」を町内会加入世帯には、町内会を通じて令和6年2月に配布した。

また、ごみの分け方の冊子「ごみ分別便利帳（改訂版）」を、希望者に経済環境グループ窓口及び「さんあ〜る」（ごみ分別アプリ）で随時配布及び閲覧可能にしていく。

なお、外国人に対しては、英語、ポルトガル語、ベトナム語の「リサイクルカレンダー」及びポルトガル語、ベトナム語、中国語の「ごみ分別便利帳（改訂版）」を希望者に経済環境グループ窓口で随時配布していく他、英語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語に対応した「さんあ〜る」（ごみ分別アプリ）で随時配布及び閲覧可能にしていく。

② 不法投棄の対策

定期的巡回及び市民通報等により市が直接回収する。ただし、国、県等の管理地内については、管理者に回収を要請する。

また、不法投棄の多い場所には、啓発看板等を設置する。

③ 遺棄された動物の処理

道路上の動物の死体は、市民通報等により市委託業者が回収し、衣浦衛生組合衣浦斎園に搬入した後、焼却処理する。ただし、道路以外の場所については、管理者自らが衣浦衛生組合衣浦斎園へ搬入する。

(2) し尿

① 収集計画の周知方法

し尿の収集は、広報「たかはま」に翌月の「し尿収集作業日程」を掲載する。

② 浄化槽の適正な維持管理の周知・啓発

浄化槽は、保守点検、清掃、法定検査を定期的実施することが義務付けられているため、確実に実施されるよう市広報で周知及び啓発を図る。

③ 公共下水道整備の推進等

し尿処理は、最終的には公共下水道によることが望ましいため、公共下水道の整備を推進するとともに、下水道処理区域内において接続を促進する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

第一条の三 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第二項各号に掲げる事項を定めるものとする。

高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

第5条 市長は、法第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、毎年度初めにこれを適当な方法で市民に周知するものとする。一般廃棄物処理計画に大きな変更を生じた場合も、同様とする。